

ありがとうございました

東員町から町外へお引越しの方へ

東員町から転出される方の主な手続きのご案内です。(1年以内の国外転出は手続きが不要です)



のマークが付いているお手続きは、**本人確認書類**と**マイナンバー確認書類**が必要です。

転出

	各制度など(対象となる方)	●手続き内容 □必要なもの	手続き窓口
共通	<input type="checkbox"/> 転出届 ※転出日から前後14日以内	● 転出証明書をお渡しします <input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証など) <input type="checkbox"/> 委任状(代理人が手続きする場合) ※ 国外へ転出の場合は、転出証明書は発行されません	町民課戸籍住基係 0594-86-2806
異動	<input type="checkbox"/> 印鑑登録 (登録をしている方)	● 転出により印鑑登録は廃止となります。 ● 不要の場合、印鑑登録カードを返却してください。 ※もし転出予定日までに印鑑証明が必要となった場合、未転入なら、 転出証明書と印鑑登録カードを持参すれば発行できます。	
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード (所持している方)	● 転出証明書は原則発行しません。 ● 新住所で継続利用の手続きが必要です。 【注意】次の場合、マイナンバーカードが失効します。 ○転入した翌日から14日以上経過して転入届をしたとき ○転出予定日の翌日から30日以上経過して転入届をしたとき ○転入届をした翌日から、カードの継続利用手続きせず90日 が経過したとき	
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード (申請中の方)	転出するとマイナンバーカードの申請は却下となります。すでに カードが役場に届いている場合、交付できるか確認します。	
子ども	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成 (中学3年生修了までのお子様がいる方)	● 資格喪失の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 印かん	保険年金課 0594-86-2805
	<input type="checkbox"/> 学校 (町立の小中学校に通う方)	● 学校で手続きをしてください ※ 児童生徒異動届のコピーをお渡しします。 ※ 学校より在学証明書などの交付を受けてください	学校教育課 0594-86-2815
	<input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園 (入園している方)	● 園で手続きをしてください ※ 詳しくは、園または担当窓口へお問合わせください	
	<input type="checkbox"/> 児童手当 (中学3年生修了までのお子様がいる方)	● 資格喪失の手続きをしてください ※ 公務員の方は職場で手続きをしてください	子ども家庭課 0594-86-2872
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当 (受給している方)	● 住所変更などの手続きをしてください <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 印かん	
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成 (ひとり親家庭の方)	● 資格喪失の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 印かん	保険年金課 0594-86-2805
国保	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 (加入している方)	● 資格喪失の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 高齢受給者証(70~74歳の方) <input type="checkbox"/> 世帯主の印かん <input type="checkbox"/> 預金通帳 ※ 世帯で加入中の方が町内に残る場合はお問い合わせください ※ 施設に入所、入学の場合はお申出ください	
高齢者福祉	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 (75歳以上の方または、65歳以上で一定の 障がいのある方)	● 資格喪失の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 印かん ※ 施設に入所の場合はお申出ください	
	<input type="checkbox"/> 介護保険 (65歳以上の方または、認定を受けている 方) 	● 資格喪失の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 印かん ※ 施設に入所する場合はお申出ください ※ 受給資格証明書をお渡しします(認定を受けている方)	健康長寿課 0594-86-2823

裏面もあります

	各制度など（対象となる方）	●手続き内容 □必要なもの	手続き窓口
障がい福祉	<input type="checkbox"/> 各種障がい手帳（所持している方）	● 手続きはいりません	地域福祉課 0594-86-2804
	<input type="checkbox"/> 障がい者医療費助成（受給していた方）	● 資格喪失の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 印かん	保険年金課 0594-86-2805
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療（受給していた方）	● 手続きをしてください ※ 詳しくは、担当窓口へお問合わせください	地域福祉課 0594-86-2804
	<input type="checkbox"/> 各種障がい手当（受給していた方）	● 手続きをしてください ※ 詳しくは、担当窓口へお問合わせください	
生活・その他	<input type="checkbox"/> 125cc以下のバイク等（所有している方）	● 名義変更または廃車の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート（廃車の場合） <input type="checkbox"/> 印かん	税務課課税係 0594-86-2801
	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルスワクチン関係	● 接種希望の方は、新住所の役場窓口でご相談ください ※東員町の接種券は、転出後は使用できません	ワクチン専用窓口（役場一階 第一会議室） 0594-86-7008
	<input type="checkbox"/> 軽自動車（125ccを超えるバイク・軽自動車等を所有している方）	● 軽自動車検査協会にて変更の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 必要なものについては右記にお問合わせください	三重県軽自動車検査協会 050-3816-1779
	<input type="checkbox"/> 水道（使用者が変わる方）	● 使用中止（変更）の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 印かん	上下水道課 0594-86-2812
	<input type="checkbox"/> 飼い犬（犬を飼っている方）	● 新住所地の市町村窓口で手続きをしてください ※詳しくは、担当窓口へお問合わせください	みらい環境課 0594-86-2807
	<input type="checkbox"/> 町営住宅（退居される方）	● 住所変更の手続きをしてください ※詳しくは、担当窓口へお問合わせください	建設課都市計画係 0594-86-2809
墓地	<input type="checkbox"/> 東員町墓地公園（利用されている方）	● 返還または代理人選任の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 墓地使用許可証 <input type="checkbox"/> 印かん <input type="checkbox"/> 代理人の住民票（代理人を選任する場合）	みらい環境課 0594-86-2807
国外転出	<input type="checkbox"/> 固定資産税・町県民税・軽自動車税（納税のある方）	● 納税管理人指定の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 印かん（納税義務者の方、納税管理人の方それぞれの印鑑）	税務課課税係 0594-86-2801

※ 都合により転出を取りやめたときは、「転出証明書」を持参のうえ、転出取消の手続きをしてください。

※ 転出届出後に、新住所が変更になった場合でも、そのまま「転出証明書」を持参し、新住所地で転入手続きをしてください。